## ■■□墨田区マンション管理適正化推進計画

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第3条の2第1項に基づき、「マンションの管理の適正化を図るための基本的な方針」(令和3年国土交通省告示第1286号)を踏まえ、墨田区に適用する「墨田区マンション管理適正化推進計画」を以下のとおり定める。

## 1 墨田区の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

適正化法及び「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」(平成28年条例第69号。以下「条例」という。)に定める目的を達成するため、「墨田区住宅マスタープラン」で示す施策の方向性を踏まえ、マンション管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、専門家等と連携して適切に支援を行い、管理組合による自主的かつ適切な維持管理を促進していく。

## 2 マンションの管理の状況を把握するために墨田区が講ずる措置に関する 事項

条例に基づき管理状況届出制度を実施・運用し、区内分譲マンションの管理状況の 把握に努める。また、マンションの管理適正化を図るため、必要な調査を実施する。

## 3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

管理状況届出制度等により把握した情報を踏まえ、条例に基づき必要な施策を実施 し、適切な支援を図ることで、マンションの管理適正化に努める。

また、適正化法に基づき管理計画認定制度に関する事務を実施する。なお、必要に応じて管理組合の管理者等に対し、同法及び条例に基づき適切に助言、指導等を行う。

## 4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

適正化法に規定するマンション管理適正化指針は、「墨田区マンション管理適正化 指針」のとおりとする。

## 5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

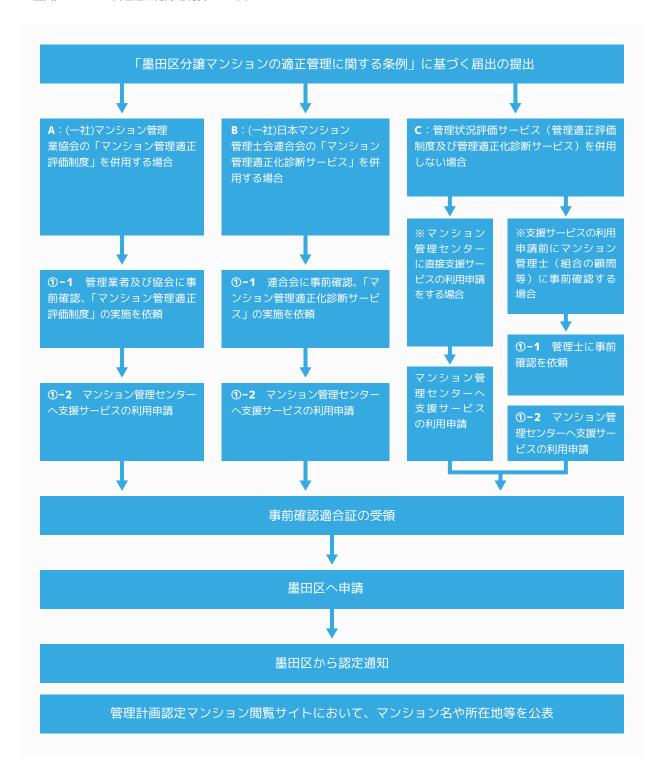
条例に基づき、マンションの管理適正化に資するため、必要な情報及び資料の提供 その他の措置を講じる。

## 6 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

なお、社会情勢やマンションをめぐる状況の変化に的確に対応し得るため、必要に応じて見直しを図るものとする。

## ■ 墨田区マンション管理適正化認定制度フロー図



## ■■□墨田区マンション管理適正化指針

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第3条の2第2項第4号の規定に基づく「墨田区マンション管理 適正化指針」は、以下のとおりとする。

なお、適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準は、別表1のとおりとする。

また、適正化法第5条の2の規定により管理組合の管理者等に対し助言、指導等を行う場合の判断の基準は、別表2のとおりとする。

## 1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

- (1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。
- (2) 管理組合の経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。
- (3) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。
- (4) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。
- (5) 外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任する場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

## 2 マンションの管理の適下化のために管理組合が留意すべき事項

(1) 管理組合の運営

ア 管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その 意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情 報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。

- イ 集会(総会)は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の 管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会(総 会)において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。
- ウ 管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を 遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要が ある。

## (2) 管理規約

- ア 管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。
- イ 快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことは重要である。
- ウ 管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、 管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、 法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重 要である。

## (3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

- ア 管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用 部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要で ある。
- イ 専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の 使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が 確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負 担を明確に定めておくことが重要である。

## いくために必 (4)管理組合の経理

ア 管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている 必要がある。このため、管理費及び修繕積立金<sup>68)</sup>等について必要な費用を徴収

## 68)修繕積立金

長期間にわたってマンション等 を維持・保全していくために必 要な共用部分の修繕を実施す るため、管理費とは別会計で積 み立てられるもの するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理 を行い、適正に管理する必要がある。

- イ 管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。
- (5) 長期修繕計画690の作成及び見直し等
- ア マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、 適時適切な維持修繕を行うことが重要である。
- イ 経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修 繕積立金を積み立てておく必要がある。
- ウ 長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を 求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配 慮する必要がある。
- エ 長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ 明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要で ある。
- オ 管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。
- カ 建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行 う際には、必要に応じ、建替え等について視野に入れて検討することが望ましい。
- キ 建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。
- (6) 発注等の適正化
- ア 管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要がある。
- イ 外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。
- (7) 良好な居住環境の維持及び向上

## 69)長期修繕計画

マンション等の共用部分の経年 劣化等に対応するための長期 にわたる修繕の計画及びその 実施にかかる経費の積算並び に資金計画

- アマンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画 の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保 険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組む ことは重要である。
- イ 防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点から、マンションに おけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においては、区分所有法に 則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。
- ウ 自治会及び町内会等(以下「自治会」という。)は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の使途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

## (8) その他配慮すべき事項

- ア マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の 連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要で ある。
- イ 複合用途型マンションにあっては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。
- ウ 管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いに あたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)による個人 情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

# 3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

- (1) マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、 売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管 理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合及びマン ションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情 報の提供に配慮する必要がある。
- (2) マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等

に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会(総会)その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会(総会)の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

(3) 専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用 方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会(総会)の決議に基 づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

## 4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

- (1) 管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法(管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。)をもって管理委託契約を締結することが重要である。
- (2) 管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な 資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マン ション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必 要がある。
- (3) 管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある。
- (4) マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

# 5 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」(平成28年条例第69 号)に関する事項

「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」は、①共同住宅の用途を含む もの、②人の居住の用に供する専有部分を有する非木造の建築物で建築基準法 施行令(昭和25年政令第338号)第1条第2号に規定する地階を除く同令第2条第1項第8号に規定する階数が3以上であるもの、③住戸(適正化法第56条第1項ただし書に規定する人の居住の用に供する独立部分をいう。)の数が6以上の区内全ての分譲マンションに適用される。

この条例の適用を受けるマンションにあっては、条例の規定を遵守する必要がある。なお、この条例の適用を受けないマンションであっても、条例で規定する内容の 活動等が期待される。

## 別表1

## 適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準

適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合するものとする。

- 1 管理組合の運営
- (1) 管理者等が定められていること。
- (2) 監事が選任されていること。
- (3) 集会(総会)が年1回以上開催されていること。
- 2 管理規約
- (1) 管理規約が作成されていること。
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理 組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)につい て定められていること。
- 3 管理組合の経理
- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
- 4 長期修繕計画の作成及び見直し等
- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の 内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会(総会)にて決議され ていること。

- (2) 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること。
- (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。

## 5 その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、 1年に1回以上は内容の確認を行っていること。
- (2) 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」の適用を受けるマンションは同条例に基づく管理状況の届出を行っていること。

## 別表2

## 適正化法第5条の2の規定により助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準

適正化法第5条の2の規定により管理組合の管理者等に対して助言、指導及び勧告を 行う際の判断の基準の目安は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

ただし、以下の事項以外についても、「墨田区マンション管理適正化指針」の内容に適合しないものについては、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

- 1 管理組合の運営
- (1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること。
- (2) 集会(総会)を年に1回以上開催すること。
- 2 管理規約

管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと。

- 3 管理組合の経理
  - 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること。
- 4 長期修繕計画の作成及び見直し等

適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと。